

1 議 事 日 程 (第 4 日)

(平成30年第 6 回久山町議会定例会)

平成30年12月14日

午前 9 時30分開議

於 議 場

- 日程第 1 議案第64号 久山町監査委員条例の制定について (30久山町条例第17号)
- 日程第 2 議案第65号 久山町課設置条例の一部を改正する条例について
(30久山町条例第18号)
- 日程第 3 議案第66号 久山町職員定数条例の一部を改正する条例について
(30久山町条例第19号)
- 日程第 4 議案第67号 久山町税条例の一部を改正する条例について
(30久山町条例第20号)
- 日程第 5 議案第68号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(30久山町条例第21号)
- 日程第 6 議案第69号 久山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
(30久山町条例第22号)
- 日程第 7 議案第70号 草場地区再開発第 1 期造成工事 (1 工区) 請負変更契約について
- 日程第 8 議案第71号 土地取得について
- 日程第 9 議案第72号 和解に応ずることについて
- 日程第10 議案第73号 平成30年度久山町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第11 議案第74号 平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第12 議案第75号 平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第13 議案第76号 平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第14 議案第77号 平成30年度久山町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第15 諮問第 1 号 久山町人権擁護委員の推薦について
- 日程第16 諮問第 2 号 久山町人権擁護委員の推薦について
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである (10名)

1 番 山 野 久 生

2 番 清 永 義 弘

3 番 有 田 行 彦

4 番 佐 伯 勝 宣

5番 松本世頭

6番 本田光

7番 阿部哲

8番 只松秀喜

9番 久芳正司

10番 阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

7番 阿部哲

8番 只松秀喜

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長 久芳菊司

副町長 佐伯久雄

教育長 安部正俊

総務課長 實淵孝則

健康福祉課長 國寄和幸

会計管理者 松原哲二

上下水道課長 原之園修司

町民生活課長 森裕子

経営企画課長 安倍達也

魅力づくり推進課長 矢山良寛

教育課長 久芳義則

税務課長 佐々木信一

田園都市課長 川上克彦

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 中原三千代

議会事務局書記 山本恵理子

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第64号 久山町監査委員条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第1、議案第64号久山町監査委員条例の制定についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第64号久山町監査委員条例の制定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第65号 久山町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第2、議案第65号久山町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 今回数年ぶりの町の機構改革ということで担当課から説明は受けましたが、前回何年だったか正確には覚えてませんが平成24年度でしたかね、魅力づくり推進課と経営企画課ができました。そのときは明確に担当課そして町長からも理念を聞いたような気がします。お互いにこの二つの課が、まあ今回はほかの課の設置、新しく新設されていますが、特にこの二つの課、財政課が経営企画課に変わって、そしていろいろその攻めの姿勢といたしますか、そういったものを何か盛り込んだ攻めの財政課というふうな印象が

ございました。そして、旧政策推進課から魅力づくり推進課になった。この二つの課が久山町を引っ張っていく車の両輪というような、そういったイメージを持った。大変理念があふれてたと思います。

しかし今回担当課の説明からは冒頭そういった理念というものもなかった。そして元の経営企画課は財政課に戻った。これはどうとらえたらいいのか。要はこの6年間ですか、ちょっと正確な年数覚えてませんが、これまでの年数は一体何だったのか、その総括もなされないまま課が変わるということ、これについてどうとらえたらいいのか、答弁を。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の機構改革については、経営企画それから魅力とかですね、その2課だけの問題ではなく、国のですね、今日政策が非常に複雑多岐、またいろんな法改正等により、特に子育て関係それから医療福祉、そしてまた農業政策においても、全くこう大きく変貌していく中で、現在の本町の課の状況の中では、課によっては非常にこう事務量が膨大になっており、一課長が掌握するには非常にこう無理がある。またそれが結局積極的な業務遂行にちょっと支障をきたしてる状況があるということが1点と、それから今佐伯議員のお尋ねの経営企画課と魅力が、また元に戻ってるんじゃないかということでしたけれども、当初久山町に新しく魅力づくり推進課というのを設けたのは、ある意味こう経営企画部門から、一步そこを切り離してという意味合もあったと思うんですけども、私としてはいわゆる通常の業務から大きく切り離して、特に住民の中に入れていけるような一つのポジションとしてということでまちづくりを進めていこうという、そういう強い目的を持って魅力づくり推進課というのを他の自治体にはない部署として設置をしたところでございます。

そのときに、経営企画課の中に企画財政というのを置いていたわけですけども、今日ずっと進めていく中でややちょっと支障が出てきたのは、財政部門に企画いわゆる総合計画とかですね、いろんな計画をしていく中で、一方で魅力づくりもその計画に基づいたまちづくりを推進していく中で、やはり財政部門はそういう事業部門から計画部門ですかね、きちっと切り離してそこをきちっと財政部門が計画を監視するといいますか、あるいは抑制するというこの辺のバランスが必要じゃないか、財政と企画が一緒になるとそこを優先的にやってしまうおそれがあるということで、今回は企画部門と財政部門・管財部門をきちっと明確にしてまちづくりを進めていく必要がある。企画部門がちょっと魅力づくりと経営企画に重複するところがありましたので、その辺の明確化をしたのが、総務、経営、魅力づくりのところの今回の改正でございます。

残りにつきましては先ほど言いましたように、農業をもう少し事業分野から分断してあ

くまでもこれは産業振興で、田園都市課のほうは都市基盤整備、建設事業をしっかりとやっていく、そういう組織の業務の明確化を今回は図ることを目的として機構の改革を提案させていただきます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） なるほどよくわかりました。大変わかりやすい。今の町長の言葉を最初に議案説明会でお伺いしたかったなというそういった思いもございます。

それではこの6年間ですか、この機構改革、魅力づくり推進課そして経営企画課が車の両輪と位置づけたこの6年間というのは、まあ総括といいますか効果はどういうふうなもの上がったかというのを、そういったことをちょっとお聞かせください。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 経営企画課のほうは、総合計画特に財政というのをしっかり私は進めることができたんじゃないかなと思いますし、管財という部門では草場地区の再開発はじめ町の財政基盤となるようなですね、その基盤を作っていくためのそういう事業を進めてくれたんじゃないかなと思ってます。

特に魅力づくり推進課につきましては、もうご承知のように、これまで以上に住民と町との距離が私は近づけることができたんじゃないかなと思ってますし、やはり魅力づくり推進課を設置して以降、非常に住民の方と一緒にやるいろんなイベントが割と多かったと思いますけども、このイベントをやるのが目的じゃなくて行政と住民の方の協働のまちづくりを進めていく上ではですね、通常のこれまでの課のポジションではなかなかこう中に入っていきができなかったところを、魅力づくりというですね新しいポジションを作ったことによって、いろんな事業を町民の方と一緒にやっていくことができた。この効果が私は住民自らこうやっていこうということが、私は上久原あたりの地域住民の方のふるさと祭りとかですね、かかしとかそういうのに発展していったんじゃないかなと思いますし、何よりやっぱり住民の方からの私は非常に町にちょっと距離があったということが解消されたということですね、町民の方から聞くことができますので、私もその辺が1番の目的でしたので、そういう意味での効果は私はあったと感じております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） なるほどいいお答えでございます。それこそ最初の議案説明会でそのお言葉を私聞きたかったなというふうな思いもございます。

今回課の名前が変わります。そのまた財政課に戻るわけですが、ただ経営企画課そして魅力づくり推進課といいますと、やはり私何度も一般質問しております補助金目的外使用、この両方の課が密接にかかわってるんですね。

特に平成26年12月経営企画課がこの目的外使用の説明をしたということで、また、担当課長には来年度はいろいろ議会で私も話を聞かなければならない、指名をしなればならない。そういうことで課の名前が変わるとそれができないというふうなことにはならないようにしてもらいたい、そういうふうな思いがございませう。

そこでちょっとこれ今回非常にいい町長答弁いただいたわけがございませうが、そういったまだ課題もございませうですので、ちょっと私も今回賛否といいますかちょっと考えるところがあるということだけちょっとこの場で申し上げておきます。

以上です。答弁は特にいいです。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようございませうので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めませう。

議案第65号久山町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決ませう。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されませう。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第66号 久山町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第66号久山町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とませう。

本案に質疑のある方はお受けいたませう。

本田議員。

○6番（本田 光君） 9月議会ではアウトソーシング関係を質問いたませう。

議案第66号久山町職員定数条例の一部を改正する条例についてでありますけれども、2017年、昨年5月に地方公務員及び地方自治体の一部を改正する法律、改正法が成立してあります。改正法は2020年4月1日施行としており、2018年度内に制度改正内容、臨時職員・非常勤職員の任用・費用等を検討・確定し条例・規則の制定・改正を各自治体に求めてありますが、議案第66号久山町職員定数条例の一部を改正する条例案は、先に述べませうように国の改正法に準じた議案なのかどうかという点をまずお尋ねませう。町長。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） それに関係なく、今回は定数の増を提案しております。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 今回はそういう国の改正した内容の関係はあまりよく出てません。おそらく事実ですね。ただしこれから、課の増あるいはまた職員の増というふうにつながっていきますけども、やはりこの臨時・非常勤職員なしに成り立たないという自治体の業務があります。

そこで、やはりこの会計年度任用職員っていうことではないと今度の条例の提案はですね、いうふうに思いますし、そうであってもこれから先、公務労働は命と暮らし、そしてそういう住民の日常的ないろんな施策を受け持つわけですから、公平・平等・中立と守秘義務が課せられておりますし、また業務の継続性と専門性が担保されるのははずせません。国の法律は、やはりこの地方自治体に対しても、いろんな職員の非正規化・市場化とか、こういうのを求めてきておりますが、先の9月議会でも町長もアウトソーシングの質問、自分も大体同じような考えだというふうに答弁されております。今回はそういう内容が含まれてないようですが、その点再度伺いたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 何度も言いますが、それによるものはまだ含んでおりません。今国が出してる会計年度職員とかいうのはですね、位置づけがまだ明確に出されてませんので、定数にかかわってくるのかどうかもわかりませんし、今回あくまでも現状の職員数、類似団体に比較してやはりかなり差があるなというところもあってですね、改正をしております。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第66号久山町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第67号 久山町税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第67号久山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第67号久山町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第68号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第68号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第68号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第69号 久山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に



ついて

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第69号久山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 先の一般質問のときに、このことについて、水道事業の民営化について町長にお尋ねしました。そのときは、その日でございましたけれども、まだ国会では可決されてなかったんですが、私は今でも水道事業を久山町が民営化しなくちゃならないということについては反対だと思っております。重ねて町長の考えをお聞きしたいと思いません。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 有田議員と一緒に、本町の場合は民営化にするメリット、必要も今のところ私はないと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） そのお言葉を聞いて安心しました。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

本田議員。

○6番（本田 光君） 僕のほうからも一言、町長に質問させていただこうと思っております。この民営化するという方向は衆議院・参議院独自に、こう整備して、いよいよ政令・省令がこれから出てくるでしょうし、同時に人口規模が大きいところは、もう既に着手しようとしてしてるところがあるというふうにも一般的に報道されています。

確かに本町のような小さな自治体っていうかですね、そういうところでは元々から、この水道事業そのものが黒字になってないんですよ。やっぱり一般会計からも繰り入れたりしなきゃならんっていうふうな状況が一方ではありますし、同時に国がやろうとしているのは営利化の方向で進めるという実態がうかがえます、いろんな資料から見てですね。

今先ほど先者の質問に対しても町長答弁されたように、今後これから人口が増えていくであろうこの久山町も含めて、この広域化とそれから単独化と久山独自の政策ですね、これはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の法律は、あくまでも民営化にしての効果を狙ったものだろうと思しますので、民営化も可能にできやすい形をとったのが今回の法律だと思います。

ただ先行してやった諸外国のほうが、逆に今それを元に戻そうとしている状況を踏まえるとですね、私もどうかなという考えを持ってますし、本町の場合、そういうこれからの広域化とかですね、含めてどうなのかということなんですけれども。おそらく一旦こういう法律ができたということは、糟屋地区内でも市町長会あたりも協議にはすることになると思いますけれども、あくまでもそういうメリットとかですね、効果が見られない以上は、それ以上のことはないと考えてます。

○議長（阿部文俊君） 本田議員。

○6番（本田 光君） 命にかかわる大切な水道資源ですね、ここは大事にして、先ほど町長が答弁されたようにしっかりと守るべきは守っていくという姿勢で頑張っていたきたいというふうに思います。再度町長の答弁を求めます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 水については、やはりライフラインの大切な公共サービス事業だろうと思ってますので、その方向で進みたいと思います。

（6番本田光君「はい、終わります」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第69号久山町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第70号 草場地区再開発第1期造成工事（1工区）請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第70号草場地区再開発第1期造成工事（1工区）請負変更契約についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 草場の再開発、先掘ボタでございますが、出てきたということで、これ役場担当課のボーリングの場所が悪かった、ミスということははっきり認められました。それによってこの代金が3,000万円以上増えることになりましたけども、本来これ、先の議会で担当課経営企画課から報告がありましたが、そのときに町長が説明会へ上がって来られて、われわれ議会に説明されてよかった事項じゃないかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） その辺は私、議会のほうからそういう要請があれば、私は当然上がっていきたくは思ってますけれども、今回は課長のほうにそれは説明をさせております。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 先日、担当課にこのボーリング調査等の資料を要請しましたら、立派なのが今日机の上に置いてありました。思った以上に詳しく挙げておられますので、これはいい資料だなというふうに思っております。

しかしですね、やはりこれちょっと分析してみないといけないなあと思います。と言いますのは、この地下にそういったボタ、ほかの市町村ですらボタじゃないですけどもゴミが出てきたということで、町がその払う必要がないそのお金を業者に払ったというそういうことがありまして裁判になってることがあります。それは粕屋町給食センター住民訴訟でございます、そういったことがございますのでですね、私もちょっとこれ書類を分析してみたいと思います。そして契約書はまだ手元にございませぬし、積算根拠3,000数百万円の積算根拠もちょっとこれ、確かに出てますけども、ちょっともう少し見てみないとわからんと思います。と言いますのは、ちょっと少し話しますと、粕屋町これ議会が簡単に承認しちゃってるんですよね。後から一部の議員、ある議員とかが調べてみて、これちょっとおかしいんじゃないかということで契約書とかも照らし合わせておかしいんじゃないかということで、今4月12日第1回で裁判を行っております。4回公判がありまして、ここにその裁判の記録があります。実は私もこれ4回全部傍聴しました。第1回目の公判のときは私もテレビに映りました。

そういうことでちょっと見てみたい。そういう中で本当にこれ払う必要があったのか、責任の所在がどこにあるか、もうちょっと私ですら見てみたいと思いますので、ちょっと今回私は賛成はやぶさかじゃないけども、もう少しちょっと考えたいなという思いがしております。まあその辺ちょっと答弁がありましたらどうぞ。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の草場地区の住宅造成の中で議員指摘の通りですね、ボーリングの箇所当たっておれば本当によかったんだと思いますけども、ボーリング箇所をもっと増やすべきだったと結果的にはですね、思うところあると思いますが、ただあの地下の埋蔵物については、これはもう水道事業、工事とか下水道工事なんかも必ず中を地下のことは掘ってみないとわからないというところがございますので、今回非常に不幸だったのは、そこに非常に大量のボタが一部のところにあったということで。

ただ、ボーリングしてもその量はわからないわけですよ、地下の。地質はわかっても、それがどのぐらいの量というのは、やっぱりもう掘ってみないことにはわからないというのが地下の埋蔵物であって、今回工事する中でボタが出てきたのはもう、ある程度掘ったらすぐわかったんですけど、じゃあそこをもう住宅地から外すかということについて、いろいろ判断した結果、やはり全体の草場地区の再開発をする上で、やっぱりそこを除外するのは全体事業として好ましくない。工区にすれば約5割増しみたいな形になりますけれども、全体からすれば5%ぐらいの工事費の変更になったんだと思いますけれども、全体事業見たときはもうやはり、ともかく町で施工する以上は、そこを買っていただく、そこに住んでいただく購入者の方に迷惑はかけられない、そういう思いでボタの採掘を全部やってですね、入れ替えして施工をさせていただいております。

ですから、産廃があったとかですね、そういう地質の問題ではなく、問題は量がどれだけあったかというのが今回は採掘してみないとわからないという事情がありましたので、大変議会の皆さんには申し訳なく思っておりますけれども、全体のスケジュールを考えて、また今さっき言いましたように草場地区全体の後の完成の形を考えて、今回はボタを全部採掘して新たな問題のない土地として造成をしたところでございます。

○議長（阿部文俊君） 佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） 多角的に言いましてあえてその飛躍した意見かもしれませんが、この施工請負業者に対して払う必要がないお金を払うことの、そういった可能性もやっぱりこれは考えなければいけない。そういったことも含めて多角的にやはり分析する必要があったかと思えます。確かに、急ぐといいますかそんなにあまり時間的猶予もないということもございますが、やはりここは、本来われわれ議会が例えば第2委員会あたりで調査してもらって、それでまた今回ゴーサイン、問題ないということでゴーサインという形もとれたのではないかと、今にしてあれでしたら考えるところでございます。

どっちにしても、私も今回粕屋町の給食センターの住民訴訟、これ見ておりますんで、ちょっとこの点の話はナーバスになっております。ですから、ちょっともう少し私も、どこにかしがあるかも含めて書類を見たいなという思いもありますし、やはりこれは、場合

によっては草場地区の開発全体の見直しということもこれなきにしもあらず、そういった可能性も全くないわけじゃございませんので、慎重にやはりそのあたりかし責任も含めて、ちょっとやはり分析しなければいけないのではないかというふうに私も考えております。そこでちょっと私は今回慎重な態度をとろうかというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第70号草場地区再開発第1期造成工事（1工区）請負変更契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第71号 土地取得について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第71号土地取得についてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第71号土地取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第72号 和解に応ずることについて

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第72号和解に応ずることについてを議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第72号和解に応ずることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第73号 平成30年度久山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第73号平成30年度久山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

有田議員。

○3番（有田行彦君） ページ4 ページ地方債補正、それからページ33ページ8款2目の総合運動公園についてお尋ねいたします。今議会でも委員会等で盛んにこの総合運動公園について、今後どうなるんだろうかといったような話も出ておりましたし、私自身も町長の考え方をですね、もう一度確認したい部分もあるようなところがあります。

それで町長は今後どうするのか、そろそろ来年度の予算査定にも入っておられるだろうと思いますので、その結果によってはまたこの予算のうんぬんということもあるかと思えますので、その点お聞きしたいと思えます。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 総合運動公園につきましては、私の考えはどうなのかということなんですけれども、まず、私としては今事業認可が来年度までとなってますので、今年度、国県と進めてるのは事業の再評価でございますので、今回これに先立って町の事業評価委員会にこの総合公園事業もかけたんですけれども、全体評価Cということで。ただあの町の

事業評価委員会が評価されたのは、町でやる事業評価というのは、この総合運動公園が町の総合計画に沿った事業でまたその目的に沿って事業が進行されてるのか、そしてまたこれが本当に町民の要望に応えるものなのか、費用対効果を含めて評価をされたものだと思います。

従って、今回あの事業評価委員会での論点の争点となったのは、総合運動公園事業そのものは皆さん否定されるものではないんですけども、事業認可期間が31年度に迫った中で完了する見込みがない運動公園について、今後もし国の交付金がつかなかった場合についてはやっぱり費用対効果を含めて慎重に判断すべきだというのが、事業評価委員会の方の意見でございましたので、私としてもまずは事業認可について国の再評価を受けまして、その結果を尊重して前に進めていきたいと思っております。

私自身としてはやはり、ここでこの事業を止めることは決して町にとって、まあ恐らく国もそういう判断をしていただけたらと思っておりますけれども、マイナスじゃないかなと思っておりますので、できれば交付金事業をいただいて認可期間の変更をいただいて完成のほうに向けていきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 私はこの事業は見直したらどうかという考え方です。というのは先ほどこから町長おっしゃった国の交付金、例えば30年度は予算計画は国からの予算計画は1億5,000万円、31年度は1億5,000万円という予算計画をされてますけどね、現実的には28年度29年度も全部減額ですよ。28年度は参考に1億500万、それが決算額は2,000万、29年度は1億300万が5,000万と。それでもう要するに国を、極端な言い方すると国をあてにしても、というところもあろうかと思えます。そうかといって、これは私はやめる事業ではなからうとは思いますが、国の交付金が来なかったら自主財源でやるのかというふうに突き詰められるような感じになってはいけないなと思っております。

そこで、ちょっと私が疑問に思ったのは先日11月29日の入札について、久山町総合運動公園再評価業務委託というのがありますが、これについては町長の考えとはどういうふうな整合性があるんでしょうかね。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 整合性というよりも、さっき言いましたように事業認可が国の交付金事業でやってるわけですから、その事業認可が31年度で切れますので、この交付金事業をやる際には必ず国は事業評価をやります、当初から。そして、これが交付金事業に値する内容のものか、その町の人口とかの規模にあった事業内容か、あるいは施設内容とかです。そういう意味でこれが適正かということをまず評価して国は交付金事業の認可をし

たわけですから、今回事業認可の期間が、もうあと1年、残り1年で切れるということで、これについて国はまた最初やったのと同じように再評価をする必要があるわけですから、これは、そういう意味での再評価ですから、その整合性とかいうのは、これを事業続けるか続けんかというのは、やはりそこに交付金事業が継続するかしないかによって私たちの町の判断もまた違ってきますし、万が一つかないということで国がもう交付金事業としての、適正な事業として判断されませんよということになれば、交付金事業はもうそこでストップするわけですから。そうなるとももちろんやるかやらないか、またやるにしても事業内容の見直しもするわけですからですね。

ただいずれにしても、あのままでストップして交付金事業がなくなってもですね、事業をやめるかと、それは私はあり得ないと思ってます。少なくとも公園までの今進入道路を造ってるわけですから、進入道路を造った上で後の施設内容はやはり見直したり、規模を見直したり内容を見直したり、あるいは事業期間を延ばすとかですねしながら、私は整備はすべきだろうと思ってますので。そういう意味での先ほど言いましたご質問は、その整合性ということですけども、事業認可が再認可されるかどうかについてはこれは国の制度として再評価を受けなければならないというところでございます。

○議長（阿部文俊君） 有田議員。

○3番（有田行彦君） 実はですね、久山町の一般会計を投入すべきじゃないと、全然投入したらいかんというふうなことは言いませんけども、私としては、あと1番上の4万ヘクタールの平地まではですね、道を200メートル部分を造るということについては私はいいんじゃないかなという気がします。

ただその平地については、ヘリコプター基地とかドクターヘリとか、いろいろそういった使い方にも考え直す必要もあるんじゃないか、というのはですね、今久山町の財源は一応貯金と言われてる財源9億8,000万ありますけれども、今年その内3億を取り崩す、それからくばらコーポレーションへの買い戻し金とか、あるいは学校関係の空調費用とか、もっと差し迫ったそういう話がありますですね。だからできるだけその一般会計を抑えるためにはこれは国にお願いせないかん部分だろうと思います。

しかしながら国が、変な言い方であれなんですけど、当てにできないということになれば、どっかで踏ん切りをつける必要があるだろうと思います。だからやはり町長も苦しい部分もあろうかと思いますが、私は見直すべきだと重ねて提言したいと思いますがその点どうでしょうか。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 一つだけですね、ご理解いただきたいんですけど、国の補助事業とか



交付金事業は全部それでやんなさいという事業はありません。必ず、むしろ町のお金でやるのが基本ですよという中で、国はこれだけ援助していきますよという事業なんですね。町が一般財源も出さないよというものに国は金は決して出してくれませんので、それはご理解いただきたいと思います。

ただ、有田議員が心配されるように、とはいうもののやっぱり一般財源の継ぎ足しが大きいんじゃないか、全体事業費も大きいからですね。だからその辺はやはり今のうちの財政状況を考えるときはやっぱり慎重にすべきだろうと思いますので、この公園事業を続けるにあっても、やっぱり施設の内容の見直し、整備の見直し、それから事業規模の見直しは、私は出てくるんじゃないかなというのは思ってます。

ただ、もう国の交付金がなくなったから事業もストップしてやめると、これは私は町民の方にとっても本意じゃないと思ってますので、そこはやはり工夫してでも継続して有効な土地活用というのをですね、やっぱりわれわれは図っていくべきだろうと思ってます。ご心配なさっておられる財政面については、われわれも十分そこ慎重に考えながらですね、進めてまいりたいと思ってます。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○6番（本田 光君） 先の12月5日の一般質問、総合運動公園についての質問なんですけれども、そういう目前に迫った公共事業そして住民要求がたくさんあります。それはもう指摘したとおりです。議案第73号の総合運動公園の中に公園費として1,280万ほどが補正上がっております。その他の款項目については賛成できる点が大いにあります。

しかし、先ほど来から意見が出てますように、今後の財政の見通し、それと同時に国から補助金が32年度から来るかというその保証がないと。今じゃ見えないわけですね。ですからそういう点含めて町の限られた財政を圧迫するようじゃいけません。したがって、議案第73号についての反対討論といたします。

○議長（阿部文俊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） . . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .  
. . . . .

○議長（阿部文俊君） これで討論を…今のあれは賛成ですか反対ですか。討論でしょう。

（4番佐伯勝宣君「どっちでもないですね。ほかにないですかとおっしゃったから。あの議長がほかにないですかとおっしゃったことで発言しただけでございます。でなかったら発言しておりません。以上です」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） 賛成反対者の討論の中での話でございます。

（4番佐伯勝宣君「わかったわかった、じゃあ却下とされてもいいですよ、今のは」と呼ぶ）

（3番有田行彦君「動議」と呼ぶ）

有田議員待ってください。

佐伯議員今何と言われました。

○4番（佐伯勝宣君） 今の発言、カットされてもやぶさかではございません。

○議長（阿部文俊君） はい、わかりました。カットいたします。

（3番有田行彦君「はい、動議。議長」と呼ぶ）

どういう動議でしょうか。

○3番（有田行彦君） 私は佐伯議員の発言については、結果的には採決のときに出ると思いますのでそれでいいんじゃないかなと思いますが。

（4番佐伯勝宣君「うん、そうです、そうです」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） はい、わかりました。

佐伯議員。

○4番（佐伯勝宣君） ただ採決のとき私の態度だけ多分明確じゃないと思いましたので、たまたま議長がほかにございませんかと振っていただきましたので発言させていただいた次第でございますので。発言させてもらったことは大変ありがたいと思っております。

以上でございます。ただ発言はもうカットされても結構でございます。

○議長（阿部文俊君） はい、わかりました。

阿部議員。

○7番（阿部 哲君） 今回の分は修正案とかいう案が出ておるわけではないので、あくまでも反対・賛成だけの形だろうと思います。今回の討論もそうだろうと思います。それから、発言は起立してもらうようにまた議長からも指示をお願いします。

以上です。

○議長（阿部文俊君） 私の指示が間違っておりましたので、そこは訂正させていただきます。

（4番佐伯勝宣君「理解しました」と呼ぶ）

ほかに討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

議案第73号、平成30年度久山町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第74号 平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第74号平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第74号平成30年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第75号 平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算  
（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第75号平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計  
補正予算（第1号）を議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第75号平成30年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決し  
ます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第76号 平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第76号平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算
（第2号）を議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第76号平成30年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第77号 平成30年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第77号平成30年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案に質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第77号平成30年度久山町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 諮問第1号 久山町人権擁護委員の推薦について

○議長（阿部文俊君） 日程第15、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、諮問第1号久山町人権擁護委員の推薦については、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 諮問第2号 久山町人権擁護委員の推薦について

○議長（阿部文俊君） 日程第16、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦についてを議題とし

ます。

お諮りします。

本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、諮問第2号久山町人権擁護委員の推薦については、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議員派遣の件

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本

—平成30年12月定例会—

会議の会議日程等議会の運営に関する事項及び議会の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第6回久山町議会12月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時26分